

令和2年国勢調査を実施しています

回答はかんたん便利なインターネットで！

国勢調査員が皆さまの自宅を回っております。国勢調査は日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。皆さまのご協力をよろしくお願いします。



- 万一、調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合（5人以上の世帯など）は、市区町村の国勢調査担当窓口へご連絡ください。
- かんたん便利なインターネット回答は、10月7日（水）までに、お願いします（郵送提出も可能です）。

〈問い合わせ〉

- ・国勢調査センター Tel0570（07）2020 午前8時～午後9時まで（土日祝日対応可）
- ・役場政策企画課 Tel0967（67）2230 午前9時～午後5時まで（役場開庁日対応）



国民健康保険からのお知らせ

〈問い合わせ〉 健康推進課 医療保険係国保担当 Tel(67) 2704

人間ドック補助額が引き上げられます

南阿蘇村国民健康保険では、国民健康保険被保険者を対象に、人間ドックを受診した人に対して補助金を交付しております、今年度より補助金額が引き上げられます。

6,500円 → 10,000円

補助の対象

- ・受診日に南阿蘇村国民健康保険に加入している40歳から74歳の人
- ・村が実施する特定健診を受けていない人
※同じ年度内に人間ドック補助と特定健診どちらも受けすることは出来ませんのでご注意ください。

- ・受診結果に特定健診に必要な項目がすべて含まれている人
※必要な項目を満たしていない場合、補助金の交付が出来ませんのでご注意ください。
- ・受診の結果、特定保健指導等の対象者となった場合に、当該指導を受けることに同意する人
- ・**令和2年4月1日～令和3年3月31日に受診し、令和3年4月30日までに申請された人**

申請に必要なもの

- ・人間ドック受診結果
(特定健診に必要な項目の結果がわかるもの)
- ・医療機関の領収書
- ・補助金の振込先が分かるもの
- ・印鑑（認印可）

新型コロナウイルス感染症の流行とともに後期高齢者医療保険料の減免について

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者 ⇒ **保険料の全額を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次(1)～(3)に該当する世帯に属する被保険者 ⇒ **保険料の一部を免除**

〈世帯の主たる生計維持者について〉

- (1)事業収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて**10分の3以上**減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が**1,000万円以下**であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が**400万円以下**であること

〈問い合わせ〉 南阿蘇村役場 健康推進課 医療保険係 Tel(67) 2704
熊本県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課 Tel096(368) 6777